(様式1)

## 公益財団法人福島県体育協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.~圏考URL:~~~

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基	(1) 組織運営に関する中長期基本計画	現在、本協会独自の中・長期基本計画は策定されておらず、人的・財政的な面から作成するこ
本計画を策定し公表すべきであ	を策定し公表すること	とは困難である。しかし、本協会では基本方針や年度ごとの目標・重点事項は、各委員会におい
3		て審議し、理事会・評議委員会で承認の後、本協会ホームページで公表している。
		また、県が作成した「福島県スポーツ推進基本計画」(平成25年3月)に基づき、県をはじ
		め、各関係団体と連携しながら、スポーツの振興を通じて、県民の健康増進と体力の向上を図
		り、スポーツの精神を高揚し、明るく豊かで活力にあふれる県民の育成に貢献することとしてい
		る。なお、令和3年度には新たな「福島県スポーツ推進基本計画」が策定される予定であり、令
		和4年度以降はこの計画に基づき、県と連携しながら組織運営や各種事業を実施していく。
[原則3] 組織運営等に必要な規	(1) NF団体及びその役職員その他構成	○評議員は定款第15条で権限、役員(理事・監事)は定款第22条から定款第23条にかけて職務及
程を整備すべきである。	員が適用対象となる法令を遵守するため	び権限、名誉会長及び顧問は第28条で職務について規定している。また、役員(理事・監事)が
	に必要な規程を整備すること	職務上の義務違反や職務怠慢等があった場合、定款第25条で処分等を定めている。
		○専門委員会は定款41条で位置づけられ、専門委員会規程第2条により各事項を審議することと
		なっている。
		○職員は事務局規程第13条から第16条にかけて服務を、第57条から第59条にかけて懲戒について 定めている。
		│ ○加盟団体については、加盟団体規程第3条から第6条にかけて権限を、第7条から第9条にかけて
		  義務を規定している。加盟団体として義務違反や、本協会の名誉を傷つけたり目的に違反する行
		為があったりした場合等は定款第48条で処分(除名)について定めている。
   [原則3] 組織運営等に必要な規	(2) その他組織運営に必要な規程を整	定款をはじめ、加盟団体規程、事務局規程、経理規程等整備している。
程を整備すべきである。	備すること	
	①法人の運営に関して必要となる一般的	
	な規程を整備しているか	

## 自己説明·公表書式

原則	自己説明項目	自己説明
[原則3] 組織運営等に必要な規	(2) その他組織運営に必要な規程を整	事務局規程はじめ、会長等職務権限規程、専門委員会規程を整備している。
程を整備すべきである。	備すること	
	②法人の業務に関する規程を整備してい	
	<u>ス か</u>   (2) その他組織運営に必要な規程を整	
程を整備すべきである。	備すること	
	③法人の役職員の報酬等に関する規程を	
	整備しているか	
[原則3] 組織運営等に必要な規	(2) その他組織運営に必要な規程を整	定款第3章(第5条から第9条)において財産及び会計について定めている他、財産管理運用規
程を整備すべきである。	備すること	程、資金運用規程を整備している。
	④法人の財産に関する規程を整備してい	
	るか	
[原則3]組織運営等に必要な規	(2) その他組織運営に必要な規程を整	○加盟団体規定第9条において、加盟団体の年次負担金の納入について定めている。
程を整備すべきである。	備すること	○定款第49条において賛助会員について定めている他、賛助会員規程を整備している。
	⑤財政的基盤を整えるための規程を整備	
	しているか	
[原則3]組織運営等に必要な規	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考	国体及び東北総体(国体ブロック大会)の本県派遣選手については、各競技団体が選考した選手の参加条件
程を整備すべきである。	に関する規程その他選手の権利保護に関	や資格等を国体実施要項等に基づき本協会が確認し、参加申込の事務手続きを行っている。各競技団体により
	する規程を整備すること	選考条件等が異なることから、本協会としては国体等派遣大会の参加条件や資格等を確認する役割を担い、直
		接的な選手選考については各競技団体の役割のため規程は整備していない。なお、各競技団体へ参加資格等を 会む選手選考基準について事前周知の徹底を依頼している。
「佰削5〕コンプライアンス強ル	(1) 役職員向けのコンプライアンス教	職員へは、毎年、福島県内の研修会受講や伝達講話など実施している。
のための教育を実施すべきであ	, ,	報員へは、毎年、個局宗内の助修云文語で伝達調品など実施している。 役員へは、今後理事会等の機会に検討する。
る		
·~		
[原則5]コンプライアンス強化	(2) 選手及び指導者向けのコンプライ	毎年、東北総体・国体の結団式・監督会議の際、選手・指導者へアンチ・ドーピングや体罰等コンプライア
のための教育を実施すべきであ	アンス教育を実施すること	ンスに関わる講話等を実施している。
3		また、各競技団体へは、毎年開催している団体調整会議や強化対策会議、本協会内の各種会議などを通じ
		て、組織役員・指導者・選手すべてを含めて、コンプライアンスの遵守はもとよりスポーツ・インテグリティ
		の確保について情報提供や指導・助言及び支援している。 なお、毎年各競技団体からアンチ・ドーピング研修会実施報告書の提出を求めている。
		なわ、毎年日XXX2112円の 51 / 7   1 - 1 - 2 / 7   1   1   2   2   2   2   2   2   2   2

## 自己説明·公表書式

原則	自己説明項目	自己説明
[原則6] 法務、会計等の体制を	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、	定款第3章(第5条〜第9条)において財産及び会計について定めているほか、経理規程を整備
構築すべきである	公正な会計原則を遵守すること	し、公正な会計処理に努め、財務・経理の処理については公認会計士の指導・助言の下、適正に
		処理している。また、監事には専門性を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を受けてい
		<b>3</b> .
[原則6] 法務、会計等の体制を		助成元の要綱などの定めに基づいて、適切に処理し、助成元における監査を受けている。ま
構築すべきである		た、補助金等の利用に関しての疑義を常に補助金等交付先の主管課(福島県スポーツ課)や助成
	ライン等を遵守すること 	財団に確認しながら適正に進めている。 
[原則7]適切な情報開示を行う	(1) 財務情報等について、法令に基づ	○法令で定められといる法定備置書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照
べきである。	く開示を行うこと	表、財産目録、監査報告、役員名簿、他)を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整
		えている。
		○定款をはじめ、事業計画書、予算書、事業報告書、決算書の書類等をHPで開示している。
		<https: about="" overview="" www.sports-fukushima.or.jp=""></https:>
[原則7]適切な情報開示を行う	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示	国体の参加資格について、県総合体育大会が選考会となることが多いことから前年の本協会の
べきである。	も主体的に行うこと	県総合体育大会委員会において関係団体に周知するとともに、次年度の県総合体育大会実行委員
	① 選手選考基準を含む選手選考に関する	会終了後、本協会ホームページに国体に準拠した基準で実施される本大会の大会要項を掲載して
	情報を開示すること	いる。また、県総合体育大会を予選会としていない競技団体には、参加資格等を含む選手選考基
		準について、事前周知の徹底を依頼している。
 	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示	〈https://www.sports-ukushima.or.jp/kyogi/kensotai/〉 各年度末から年度初めに各種情報について、準備が整い次第、ホームページに公開することと
べきである。	も主体的に行うこと	している。
	② ガバナンスコードの遵守状況に関する	
	情報等を開示すること	

## 自己説明·公表書式

原則	自己説明項目	自己説明
[原則13]地方組織等に対する	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体	○本協会加盟団体規程第4条から第6条かけて権限を、また、同第7条から第9条にかけて義務を明
ガバナンスの確保、コンプライ	及び地方組織等の関係団体との間の権限	記し、権限関係を定めている。
アンスの強化等に係る指導、助	関係を明確にするとともに、地方組織等	○事業計画としてHPで公表している基本方針の中の重点事項や競技団体努力事項等で「スポー
言及び支援を行うべきである。	の組織運営及び業務執行について適切な	ツ・インテグリティの確保」や「クリーンでフェアなスポーツの推進」、「ガバナンスコードに
	指導、助言及び支援を行うこと	沿った組織的な強化の推進」等、ガバナンスの確保やコンプライアンスの強化等に関わる内容を
		明記し、本協会の各種会議で依頼するとともに、総会等会議に本協会職員が参加するなど各団体
		が円滑に組織運営が行えるよう情報提供や指導・助言及び支援を行っている。
[原則13] 地方組織等に対する	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団	毎年団体調整会議や本協会委員会(福島県総合体育大会委員会)、強化対策会議などにおいて
ガバナンスの確保、コンプライ	体の運営者に対する情報提供や研修会の	情報提供等を行い、各競技団体におけるガバナンスの確保やコンプライアンスの強化について指
アンスの強化等に係る指導、助	実施等による支援を行うこと	導、助言及び支援を行っている。
言及び支援を行うべきである。		